村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会 傍聴要領(案)

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会(以下「委員会」という。)設置要綱第8条に基づき、次のとおり定める。

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を 終了します。

- 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項
 - (1)傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってく ださい。
 - (2)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により 公然と可否を表明しないこと。
 - (3)会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (4)その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、 退場していただく場合があります。